

官側が実施する。

2.6 読影場所

受注者の施設とする。

2.7 読影物等の授受要領

読影データー及び「胃がん検診読影表」を週1回、受託者へ引渡しを行う。その際、読影が終了した読影データー及び所見が記載された「胃がん検診読影表」を官側へ提出する。

3 その他の指示

3.1 個人情報の管理に関する基準

- 3.1.1 受託者は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。
- 3.1.2 受託者は、個人情報の漏洩等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- 3.1.3 受託者は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 3.1.4 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により官側の承認を受けなければならない。
- 3.1.5 受託者は、委託業務に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- 3.1.6 受託者は、個人情報を複製する場合には、あらかじめ、書面により官側の承認を受けなければならない。
- 3.1.7 受託者は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また官側は、特に必要と認めた場合には、受託者に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受託者の工場等の関係場所に立入調査をさせることができる。
- 3.1.8 委託業務に関し事故等が発生した場合には、受託者は、速やかに、その内容を官側に報告する。
- 3.1.9 官側は、受託者が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3.2 その他

- 3.2.1 受注者の不具合による関係資料の亡失及び損傷等の事故が発生した場合は、受注者はその責を負うものとする。
- 3.2.2 記載漏れ及び照会については、受注者は隨時対応するものとする。
- 3.2.3 官側が負担する経費以外は、全て受注者が負担するものとする。
- 3.2.4 本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合、関係法令等に従いその都度協議し、これを取り決めるものとする。